

令和4年(ワ)第1190号 損害賠償請求事件
令和4年(ワ)第7301号 債務不存在確認請求事件
令和5年(ワ)第8023号 損害賠償等請求事件
原告 久野産業株式会社(外6名)
被告 株式会社豊(外3名)(独立参加人 東京海上日動火災保険株式会社)


訂正申立書


頭書事件について、令和6年9月15日付準備書面
を、下記の内容に、(一部)訂正致します。

記

令和6年10月15日

被告 株式会社豊 
代表者代表取締役 三村 勝美

被告 合同会社クリンクリンナラ 
代表者代表社員 吉田 晟二

被告 吉田 晟二 

大阪地方裁判所第3民事部合議3係 御中

第1 本件工事で存在する契約の内容と経緯説明

1, 被告株式会社豊の契約について

- ① 被告株式会社豊（以下、「株豊」という。）は、訴外株式会社 OAK 彌榮と、令和3年5月12日頃、令和3年5月12日付工事請負契約書（以下、「工事請負契約書1」という。）を、締結致しました。

（丙3号証「株豊が保有する令和3年5月12日付工事請負契約書1」）

（丙4号証「訴外株式会社 OAK 彌榮が保有する令和3年5月12日付工事請負契約書1」）

契約内容は、工事金額が、2,420万円（税込）です。支払い方法は、契約時に金200万円、4階まで解体完了2日後までに、金10,000,000円、解体工事完了2日後までに、残金金12,200,000円を、(株)豊指定の銀行口座宛に送金して支払う契約内容です。工事期間は、令和3年6月15日から同年9月15日までの3カ月間です。そして、訴外株式会社 OAK 彌榮が、手書きで書き足した部分の、「4, 特約条項（別紙添付）」の、御見積書の、4頁・5頁の内、(2) 解体工事は本体躯体の、機械設備準備費までと、工事作業での仮設材の滅失・損料は別途請求、工事開始3カ月以上のリース費用は別途請求、工事中の不測の事故の滅失・損料などの追加費用は別途請求、交通誘導員の予定見積り人工以上は別途請求、工事中の不測の緊急対応の追加費用は別途請求、アスベストは無い条件とする。アスベスト調査費用、アスベストレベル1・レベル2・レベル3の撤去・収集・処分・対策費は別途請求、工事での機械設備の滅失・損料は別途請求、工事中の不測の事故の滅失・損料など追加費用は別途請求とすることを、特別な約束事として合意致しました。合意内容の詳細は、訴外株式会社 OAK 彌榮と覚書で合意しています。また、(株)豊のホームページにて公告しております。<https://yutaka-my.jp/>

（丙5号証「覚書」、丙6号証「大型重機墜落での停電のお詫びとお知らせ」、丙7号証「個人情報漏えいに関するお詫びとお知らせ」）

なお、丙3号証が、(株)豊が保有する工事請負契約書1、丙4号証が、訴外株式会社 OAK 彌榮が保有する工事請負契約書1ですが、丙3号証には、令和3年5月10日付「御見積書」4頁目（「(1) 仮設工事」から始まる頁）が、丙4号証には綴られておらず、丙3号証には同じ2枚が綴られており、5頁目（「(3) 諸経費から始まる頁」）が、丙4号証に同じ2枚が綴られていて、丙3号証には綴られておりません。これは、工事請負契約書1の作成に当たって、過誤によって、ページを入れ違えてしまっ

たものであり、正しくは、丙 3 号証及び丙 4 号証に、4 頁目と 5 頁目をそれぞれ 1 枚ずつ、綴るべき内容になります。

また、工事請負契約書 1 には、訴外株式会社 OAK 彌榮代理人野本順一（野本工務店代表）及び訴外島田和幸（新日本流通有限会社代表取締役）らへの、工事の紹介料として、合計金 600 万円をキックバックするために、工事請負契約書 1 の、丙 3 号証の、「4, 特約条項（別紙添付）」の令和 3 年 5 月 10 日付「御見積書」4 頁目、5 頁目の(1)仮設工事の養生足場など防音パネル・防音シートの 778 m²に単価 2,000 円乗じた、金 778,000 円プラス、同ゲート設置の 3 カ月に単価 100,000 円乗じた、金 300,000 円プラス、同仮設水道・電気、1 式、金 400,000 円プラス、同運搬費、1 式、金 500,000 円、プラス、同交通誘導員 50 人工に単価 20,000 円を乗じた、金 1,000,000 円プラス、(2)解体工事の清掃（収集・処分）275 m²に単価 1,000 円を乗じた、金 275,000 円プラス、丙 4 号証の、「4, 特約条項（別紙添付）」の令和 3 年 5 月 10 日付「御見積書」4 頁目、5 頁目の(3)諸経費の各申請費用等、一式金 150,000 円プラス、同家屋調査 8 回に単価 50,000 円を乗じた、金 400,000 円プラス、(4)その他の簡易土留め工事深さ 6m18 本と、108mに単価 15,000 円を乗じた、金 1,620,000 円プラス、同矢板 36mに単価 12,000 円を乗じた、金 432,000 円プラス、同手外し工事 9mに単価 15,000 円を乗じた、金 135,000 円の合計金 5,990,000 円をキックバック費用として計上しています。

② (株)豊は、訴外株式会社 OAK 彌榮と、賃貸借契約を締結致しました。

契約内容は、所在地：本件解体撤去する予定であった建物とその土地《地番：大阪市中央区島之内 2 丁目 44 番地乙 1, 44 番地乙 6, 44 番 9, 家屋番号：44 番 6》、賃料：土地毎月 1,000 円・建物毎月 1,000 円、支払い方法は、毎月末までに(株)豊の都合の支払方法で支払うことができます。

(3 年分の前払いで支払いました。)、賃貸借期間は、令和 3 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの 3 年間です。但し、工事請負契約書 1 などの工事代金の未納がある場合は、その未納が完納するまで、1 年毎に、1 年間自動更新することと、賃料地代の値上げは一切できない特約内容です。

(丙 8 号証「賃貸借契約書及び借地契約書」、丙 9 号証「前払い賃料の領収書」)

また、賃貸借契約を締結した理由は、訴外株式会社 OAK 彌榮が、一部のアスベスト調査をしていましたが、アスベストが存在しない建物である調査結果を提示してきました。

(丙 10 号証「訴外株式会社 OAK 彌榮のアスベスト調査結果資料」)

そして、アスベストが存在しない建物である調査結果を、近隣に掲示して、一部のアスベストが法定以下の含有であることで、建物全体も、アスベストが無いことにして、解体工事をするように、訴外 OAK 彌榮の柏木社長、野本社長、島田社長の全員から、強く命令をされました。

そして、被告吉田晟二（以下、「晟二氏」と言います。）は、契約内容の変更や解体工事後の新築工事の契約を、訴外 OAK 彌榮と、内諾する条件で、勝手に、独断で、所属会社の代表者の許可も得ず、訴外 OAK 彌榮の指示通りアスベストがないことを同意しました。

（丙 11 号証「本件工事現場で、丙 10 を近隣に掲示している状況写真」）

晟二氏が同意した、弁解する理由は、コンプライアンスは大事です。しかし、人のお金ではなく、自分のお金を、1,000 万円持っていて、そのお金で、古い家を壊すことと、新しく家を建てることの両方で、限られたお金を、使わないといけない場合、古い家を壊すのには、なるべくお金を使いたくないとの心情は一般的に理解できたからです。また、施主であり発注者であり家主でもある訴外 OAK 彌榮の柏木社長から、アスベスト撤去費用や解体費用、新築工事代金を安く、より良いグレードの高い施工ができる会社の工事業者を選定することが指示されて、営業マンが頑張っているのに、一度乗り出した船で、晟二氏も、所属会社の利益になると思い、仕事を断ることが出来ませんでした。

しかし、本件建物が新築された昭和 42 年 7 月頃の年代は、水に強い、火に強い、摩擦に強い、値段が安い、加工しやすい、魔法の資材として、数多くの建築資材で、アスベスト資材が大量に使われていました。本件建物の竣工図や、建物内部の目視からも、アスベストが基準値以上に、多く混入していることは明白でした。アスベストの健康被害は酷いため、本件解体工事の届出を官公庁に提出すると、間違いなく視察が入ります。届出を提出しなくても、解体工事は、アスベスト対策への取締りも厳し時代であるため、施主で発注者の訴外株式会社 OAK 彌榮の指示通りに、アスベストが存在しない建物として、工事をすることは不可能でした。そこで、(株)豊は、解体工事としてではなく、自社の建物として、自社で DIY リフォームをするために、訴外 OAK 彌榮と、本件解体撤去する下記建物とその土地《地番：大阪府中央区島之内 2 丁目 44 番地乙 1，44 番地乙 6，44 番 9，家屋番号：44 番 6》の、賃貸借契約を締結するに至りました。

ですので、工事請負契約書 1 は、解体工事としての請負契約ではなく、家主になる訴外 OAK 彌榮からのリフォーム工事での償還請求と再リース契約の契約内容になります。

ちなみに、本件解体撤去する建物からは、内装の天井材や、躯体のコンクリートの表面に、化粧仕上げとして5cm程の厚みのモルタル仕上げをしています。これは、左官工事に分類しますが、本件建物が新築された昭和42年7月頃の年代は、左官工事は良心的な価格で馴染みのある工法の工法でもありました。そのモルタルの化粧仕上げにもアスベストが使用されていました。アスベスト暴露防止や近隣への飛散防止対策の工事が必要な基準値以上のアスベストが数多く発見されました。つまり、本件解体撤去しようとする建物は、アスベストの塊の建築物でした。

(丙12号証-①「石綿分析結果報告書_2021.5/13」、-②「石綿分析結果報告書_2021.5/27」、-③「石綿分析結果報告書_2021.5/28-1」、-④「石綿分析結果報告書_2021.5/28-2」、-⑤「石綿分析結果報告書_2021.6/21」、-⑥「石綿分析結果報告書_2021.8/30」)

本来、本件解体撤去する建物の、アスベスト対策解体撤去工事費用は、金1,085,436,041円と見積もりします。

(丙13号証「アスベスト対策解体撤去工事見積書」)

- ③ (株)豊は、訴外株式会社東京海上日動パートナーズかんさい(以下、「東京海上日動パートナーズ」と言います。)と、また、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「東京海上」と言います。)の窓口でもある訴外浮田明良氏合意の下、令和3年7月20日、訴外久野産業株式会社代表取締役久野実社長と、そのコンサルタント会社の訴外株式会社みつわ一級建築士事務所を介して、緊急で、工事請負契約(以下、「工事請負契約2」と言います。)を、口頭で、合意締結致しました。

また、工事請負契約2を締結した経緯は、緊急工事等に関する記録書丙14号証のとおりです。(丙14号証「緊急工事等に係る記録書」、丙15号証-①「合同会社クリニックナラから東京海上日動火災保険株式会社への保険料の振込書」、-②「(株)豊から東京海上日動火災保険株式会社への保険料の振込書」、-③「(株)豊から東京海上日動火災保険株式会社への保険料の支払預金取引明細書」-④「(株)豊から東京海上日動火災保険株式会社への保険料の支払預金取引明細書」-⑤「(株)豊から東京海上日動火災保険株式会社への保険料の支払預金取引明細書」-⑥「(株)豊から東京海上日動火災保険株式会社への保険料の支払預金取引明細書」-⑦「(株)豊から東京海上日動火災保険株式会社への保険料の支払預金取引明細書」-⑧「(株)豊から東京海上日動火災保険株式会社への保険料の支払預金取引明細書」-⑨「賠償責任保険証券(証券番号Y162485668)」-⑩「賠償責任保険証券(証券番号Y162485682)」-⑪「企業総合保険証

券（証券番号D139477847）」-⑫「企業総合保険証券（証券番号D151560275）」-⑬「企業総合保険証券（証券番号D141773384）」-⑭「住まいの保険証券（証券番号D139922323）」-⑮「住まいの保険証券（証券番号D138089654）」-⑯「住まいの保険証券（証券番号D143261502）」-⑰「（証券番号D123560300）超ビジネス保険（事業活動包括保険）」-⑱「（証券番号D142249952）超ビジネス保険（事業活動包括保険）」-⑲「（証券番号Y160123498）超Tプロテクション（業務災害総合保険）」-⑳「（証券番号Y160123577）業務災害総合保険（商工会の業務災害保険）」-㉑「（証券番号Y162095838）業務災害総合保険（商工会の業務災害保険）」、丙16号証-①「(株)豊から訴外株式会社みつわ一級建築士事務所への注文書」、-②「訴外株式会社みつわ一級建築士事務所から(株)豊への注文請書」、丙17号証「(株)豊への請求書」、丙18号証「訴外弁護士法人あすなろ法律事務所が受領した日付確定の受付印と2021年8月9日付請求書」)

また、(株)豊は、工事請負契約2に係る緊急工事の協力者関係会社などとして、①株式会社みつわ一級建築士事務所（〒662-0826 兵庫県西宮市門戸岡田1-4）②山田興業こと山田清治（〒559-0024 大阪市住之江区新北島2丁目1-18-1305）③オガサ建機（〒555-0043 大阪市西淀川区大野1-6-15）④有限会社ホールド（〒581-0812 大阪府八尾市山賀町5-49）⑤株式会社リンク（〒580-0046 大阪府松原市三宅中8-1250-3）⑥有限会社谷山建設（〒579-8031 大阪府東大阪市豊浦町3-29-403）⑦片山商店（〒660-0055 兵庫県尼崎市稲葉元町2-4-23）⑧藪田建設こと藪田朋子（〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2-16-13-301）⑨株式会社嶋津（〒542-0084 大阪府大阪市中央区宗右衛門町7-6）⑩有限会社総合コンサルタント（〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町1丁目1-5）⑪航福貿易株式会社（〒550-0014 大阪市西区北堀江1-9-4 三洋北堀江ビル505）⑫王玲玲（〒544-0003 大阪市生野区小路東2-8-12）⑬株式会社寿堂（〒542-0082 大阪市中央区島之内2-14-30-707号）⑭株式会社Atlas（〒542-0084 大阪市中央区宗右衛門町3-11 ダテビル2階南側）⑮眞渕健輔（〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町2-8-4 難波レジデンスビル904）⑯ジーエイチエル株式会社（〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-1-5-602）⑰株式会社JTC（〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目17番1号博多プレステージビル本館8F）⑱株式会社建商（〒540-0025 大阪市中央区徳井町2-3-13-1101 リビオライズID 大手前西）⑲山下工業株式会社（〒616-8101 京都市右京区太秦和泉式部町16-11）と、工事下請負契約を締結しています。

④ また、(株)豊は、東京海上並びに東京海上日動パートナーズと、賠償

責任保険や火災保険などの契約を発端にして、本件工事に係る請求金額として、金 9,726,140,608,904 円が存在しています。また、相対的に、大阪市島之内 2 丁目全域の停電したことで、300 件を下らない損害賠償先へ、金 9,726,140,608,904 円の支払うものとする義務があります。

(丙 19 号証-①「東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさい宛内容証明郵便」、-②「東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさい宛の郵便物等配達証明書」)

- ⑤ また、(株)豊は、被告合同会社クリンクリンナラ（以下、「クリンクリン」と言います。）と、晟二氏との間で、出向契約が存在しています。

理由は、クリンクリンの執行社員として、優先された、常勤としての立場にあることが登記されたため、(株)豊の建設業の許可の専任技術者としての要件に抵触するためです。

(丙 20 号証-①「令和 2 年 7 月 1 日付外出契約書」-②「令和 1 年 11 月 29 日付外出契約書」-③「令和 3 年 7 月 1 日付外出契約書」-④「令和 3 年 10 月 1 日付外出契約書」-⑤「令和 5 年 3 月 25 日付外出契約書」-⑥「令和 5 年 10 月 1 日付外出契約書」-⑦「平成 19 年 11 月 20 日付外出契約書」、丙 21 号証「(株)豊が退社してクリンクリンに訴外吉田正が代表社員として就任した手続き資料の全て」、丙 22 号証「晟二氏が業務執行社員に登記された謄本」)

- ⑥ また、(株)豊は、クリンクリンと、訴外 OAK 彌榮と、令和 3 年 5 月 17 日頃、令和 3 年 5 月 17 日付金銭消費貸借契約書が存在します。

理由は、本来、(株)豊は、訴外 OAK 彌榮の、工事請負契約書 1 の契約時の着手金が、金 2,000 万でした。しかし、契約直前に、訴外 OAK 彌榮の都合で、着手金が、金 200 万円に大幅な減額に変更になりました。(株)豊は、支払いサイトが、前払い又は週末締の翌週支払いと、サイトが短く現金が必要であったため、訴外 OAK 彌榮が、クリンクリンからの(株)豊への貸付の債務の保障と、有価物（鉄・非鉄（ステンレス・金・銀・銅・モーター類など））が高値で取引されていた時期なので、有価物を、すぐに回収できることのできた、解体工事の発注を条件に、クリンクリンから、金 2,000 万円を、借り受けました。

(丙 23-①号証「金銭消費貸借契約書」、丙 23-②号証「令和 3 年 8 月 23 日付債権譲渡通知書」)

- ⑦ また、クリンクリンと、債権譲渡契約が存在します。

理由は、(株)豊は、クリンクリンが事故をした後、事故が原因の緊急工事をしたが、どこからも工事代金を支払ってもらっていないためです。

(丙 24 号証「令和 4 年 3 月 31 日付債権譲渡通知書」)

- ⑧ また、(株)豊は、本件事故の共同不法行為者として裁判に巻き込まれたことに対して、インターネットのネガティブ情報等検索サイトで、事実無根であるにもかかわらず、世界中に悪評を流布し、営業妨害をして、名誉棄損した損害に対して、責任を負う、訴外大阪府知事吉村洋文（〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 4-11-22 阪神神明ビル 2 階）及び訴外国土交通大臣齋藤てつお（〒100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 412 号室）及び訴外内閣総理大臣石破茂（〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第 2 議員会館 515 号室）を、また、本来、取り付けるべき機器を取り付けることを怠ったために、停電の被害が拡大して、(株)豊などが、その拡大した損害をも賠償することになったため、訴外関西電力株式会社（〒530-8270 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号）及び訴外関西電力送配電株式会社（〒530-0005 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号）を、訴訟告知します。
- ⑨ また、工事を発注しておきながら、工事代金を支払うつもりがない、訴外 OAK 彌榮並びに訴外大阪南警察署署長辻英樹（〒542-0083 大阪府中央区東心斎橋 1 丁目 5 番 26 号）及び訴外大阪府警察本部長岩下剛（〒540-0008 大阪府中央区大手前三丁目 1 番 11 号）を、訴訟告知します。

2. 被告合同会社クリンクリンナラの契約について

- ① クリンクリンは、訴外株式会社 OAK 彌榮と、令和 3 年 5 月 17 日頃、令和 3 年 5 月 17 日付工事請負契約書（以下、「工事請負契約書 2」という。）を、締結致しました。(丙 25 号証「工事請負契約書（令和 3 年 5 月 17 日付「工事請負契約書 2」）」)

契約内容は、工事金額が、0 円（税込）です。支払い方法は、工事代金 10,000,000 円（税込）を超えないとする工事代金と、本件解体撤去する躯体の鉄筋コンクリートを粉砕して出てくる鉄筋くずなど、有価物（鉄・非鉄（ステンレス・金・銀・銅・モーター類など））の、売却益金 10,000,000 円（税込）相当と想定する金額で、相対的に相殺することで合意致しました。工事期間は、令和 3 年 5 月 17 日から同年 9 月 15 日までの約 3 カ月間です。特約として、工事範囲を、躯体コンクリート解体工事並びにコンクリートガラ収集処分までとしています。（本件解体撤去する建物のコンクリートガラに、アスベストが含まれていた場合、違約金として訴外株式会社 OAK 彌榮はクリンクリンに金 100,000,000 円を、令和 3 年 9 月 15 日に支払うことで合意しました。また、遅延損害金は、年 100%で合意致しました。）

尚、違約金が1億円だとしても、アスベストが混入された混合廃棄物の収集処分代金が、金1億円を超えればその代金が賠償金額です。

- ② また、クリンクリンは、東京海上並びに東京海上日動パートナーズとの、賠償責任保険や火災保険などの契約を発端に、本件工事に係る請求金額として、金9,726,140,608,904円が存在しています。また、大阪市島之内2丁目全域の、法人個人様を併せ、300件を下らない賠償先へ、金9,726,140,608,904円の支払うものとする賠償義務があります。

(丙26号証-①「東京海上日動火災保険株式会社宛の内容証明郵便」、
-②「東京海上日動火災保険株式会社宛の郵便物等配達証明書」)

- ③ また、クリンクリンは、(株)豊と、晟二氏との間で、出向契約が存在しています。

理由は、クリンクリンの執行社員として、優先された、常勤としての立場にあることが登記されたため、(株)豊の建設業の許可の専任技術者としての要件に抵触するためです。(上記1-⑤と同じです。)

- ④ また、(株)豊と、債権譲渡契約が存在します。

理由は、(株)豊は、クリンクリンが事故をした後、事故が原因の緊急工事をしたが、どこからも工事代金を支払ってもらっていないためです。(上記、1-⑦と同じです。)

3、 被告吉田晟二の契約について

- ① 晟二氏及び令和3年7月頃、当時配偶者であった、訴外吉田ちづる氏は、事故当時、訴外全国労働者共済生活協同組合連合会とは、毎年9月1日から翌年の8月31日の1年間の、個人賠償の特約を含む傷害保険(組合番号548046881)の契約を締結していました。

(丙27号証-①「全国労働者共済生活協同組合連合会宛の内容証明郵便」、
-②「全国労働者共済生活協同組合連合会こくみん共済coop(全労済)共済金支払管理室宛の郵便物等配達証明書」)

- ② 晟二氏は、訴外損害保険ジャパン株式会社と、平成23年以前より、毎年5月20日から、1年間の個人賠償及び他車運転特約を含む自動車保険(証券番号M015320234)の契約を締結していました。

(丙28号証-①「損害保険ジャパン株式会社宛の内容証明郵便」、-②「損害保険ジャパン株式会社郵便物等郵便物等配達証明書」)

- ③ また、晟二氏は、クリンクリンと、(株)豊との間で、出向契約が存在しています。

理由は、クリンクリンの執行社員として、優先された、常勤としての立場にあることが登記されたため、(株)豊の建設業の許可の専任技術

者としての要件に抵触するためです。(上記, 1-⑤, 2-⑤と同じです。)

第2 本件工事（一部）事故の経緯説明

1, 工事手順について（工事共通）

① 解体工事の特徴について

解体工事の特徴として、他の専門工事業者と比べ官民ともに分離発注が進んでおり、受注額も案件も年々増加しています。

また、解体工事の設計士は存在しません。建物を熟知している設計者であっても解体については詳しくない場合が多く、解体工事は、一定の物差しが通用せず標準化が極めて難しい工事です。老朽化等で解体した建物と同じ状態の建物はほとんどなく、熟練者がじっくりと計画した解体手順で実施したとしても実施工時に想定外の壊れ方をする場合もあり非常に危険度が高いのが解体工事です。(※登録解体基幹技能者講習テキスト【第2版】より一部抜粋) (丙29号証「登録解体基幹技能者講習テキスト【編集員名・編集/発行社名・参考文献名等】」)

② 工事手順の選定方法について

国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定した、「建築物解体工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」と言います。)があります。本件工事のような民間工事も、この共通仕様書を参考に、作業手順を決めることが多いです。

共通仕様書の1章1節1.1.1一般事項(4)優先順位で、全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の(ア)から(オ)までの順位のとおりとし、これにより難しい場合は1.1.8によると記載があります。

つまり、(オ)の解体共通仕様書(共通仕様書)で、このような作業手順で作業をしましょう。と決められていても、(イ)の現場説明で、(オ)とは違う作業手順で、作業してくださいと決められた場合は、(イ)の作業手順で、作業を予定します。更に、(イ)の現場説明でこのような作業手順で作業してください。と決めましたが、その(イ)の作業手順に質疑質問あり、その質疑質問に回答があった場合の回答を(ア)の質問回答書として、(ア)の質疑回答の作業手順を優先して、作業してください。と、取り決めが行われます。そして、それぞれの、施工会社が、見積もりを作成して、施工計画書(元請けが対象工事の品質、工程、安全等、工事全般の事項について作成し工事に着手するために発注者の承認を得る

書類), 施工要領書 (下請けが工種ごとに品質管理に重点をおいて作成し元請けの承認を得るための書類), 作業手順書 (下請けが安全管理に重点をおいて, 作業ごとに作成し元請も承認を得て作業するための書類) を作成します。

(ア) 質問回答書 ((イ) から (オ) に対するもの)

(イ) 現場説明書

(ウ) 特記仕様書

(エ) 別冊の図面

(オ) 解体共通仕様書

(丙 30 号証「建築物解体工事共通仕様書 (平成 31 年版・同解説)」

③ 本件現場の, 1 日の現場作業の流れについて

(1) 各社より, 工事開始前に, 本件現場に入る予定の, 作業員名簿と資格証の写しを提出して貰います。作業員名簿には, 作業員氏名, 職種, 雇用年月日, 経験年数, 生年月日, 年齢, 現住所と連絡先, 家族の住所と連絡先, 最近の健康診断日と血圧, 血液型, 特殊健康診断日と種類, 所有している資格・免許・教育名など (社会保険年金番号, 雇用保険番号など) が記載されています。また, 作業員名簿と, 有資格者の資格証の写しは, 事前に提出して貰います。理由は, 現場でも, 現場初日に, 新規入場教育をそれぞれ個人毎に, 実施しますが, 現場搬入などで, 一時の入場者なども実際にいます。管理するためには, 管理抜けがないようにするため, 本件現場に関係する作業員の全員の名簿を事前に提出して貰います。また, 作業員名簿や資格証の内容で, それぞれの会社の規模や管理体制の習熟度を参考にします。また, 現場で緊急の災害などが発生した際に使用します。

(丙 31 号証-①「作業員名簿 (一部抜粋)」-②「資格証の写し (一部抜粋)」)

(2) 現場への新規入場初日に, 新規入場教育を受講してもらいます。新規入場教育では, 本人から直接, 氏名, 生年月日, 年齢, 職種, 経験年数, 現住所と連絡先, 家族の住所と連絡先, 所属している会社や請負体制, 特別加入の労災になるのか, 会社労災扱いなのか確認, 直近の健康診断日と血圧, 血液型, 直近の特殊健康診断日と種類, 所有している資格・免許・特別教育の資格証など, 原本で有資格者であることを, 確認します。また, 本件の現場責任者や担当者の紹介と経歴

などを説明します。また、工事の目的、現場の現在の状況、担当してもらう作業の確認、本件現場の注意事項、作業員の配置確認など、「施工計画」「施工要領」「作業手順」などを、作業員に、わかりやすく説明します。そして、粉じん作業の特別教育や石綿使用建築物等解体等業務などの特別教育に基づく、本件現場から支給した、粒子捕集効率 99.9 パーセント以上の、保護マスクの使用方法や着け方、取り扱い方法などの特別教育をします。最後に、受講確認書に署名してもらい終了します。

(丙 32 号証-①「粉じん作業特別教育内容」、-②「石綿使用建築物等解体等業務特別教育内容」、-③「支給した保護マスクの品番」、丙 33 号証「新規入場教育受講確認書名簿一覧」、丙 34 号証-①～⑥②「新規入場教育受講確認書署名原本」、丙 35 号証-①「新規受講確認書名簿一覧」、丙 36 号証-①～①⑥「新規入場教育受講確認書署名原本」)

- (3) 全体朝礼の前に、作業する持ち場の班ごとに、本日の作業の内容や作業手順を話し合います。そして、その作業で、どのような危険があるのかを、全員で話し合い、危険予知活動 (KÝ 活動) 表を作成して、全員が署名します。

危険予知活動 (KÝ 活動) とは、人間は誰でも、つい「ウツカリ」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動 (ヒューマンエラー) をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。事故・災害を防止するためには、業務を始める前に、「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ないなあ」と危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスが危険予知活動 (KÝ 活動) です。

(※厚生労働省「安全衛生関係リーフレット等一覧」より抜粋)

(丙 37 号証-①「2021. 6/7 付危険予知活動表 (一部抜粋)」、-②「2021. 7/5 付危険予知活動表 (一部抜粋)」、-③「2021. 7/9 付危険予知活動表 (一部抜粋)」)

- (4) 全体朝礼を行います。作業員の全員の前で、作業ごとの班の職長が、本日の作業予定と KÝ 活動で話し合った内容を発

表します。そして、その各班の職長が、全体の工事予定の確認をします。また、全員でその日の作業員の顔色などで体調を確認します。

- (5) 午後からの作業の前に、職長会議を行います。再度、各班の職長と、現在の工事進捗状況と、作業の流れを確認します。そして、明日の工事予定の話し合いもして、段取りをします。
- (6) 終業時に、各班の職長と、現在の工事進捗状況と、明日の工事予定の話し合いを再度して、作業員は帰宅します。
- (7) 工事監理者は、現場のみまわりと、戸締りを確認して、日報の整理をして、報告をして、帰宅します。

2、 本件（一部）事故の内容と原因について

- ① 本件（一部）事故の内容と原因について、説明するにあたり、事故の説明が重複して同じになる、令和6年（ワ）第1826号事件（以下、「別訴」と言います。）の、別訴の、原告被害者側からの、準備書面を、一部引用して、本件（一部）事故の内容と原因について、以下のとおり、説明させていただきます。別訴、原告第1準備書面 第1、本件事故の発生原因と使用者責任の5、で、本件重機の運転者は、平成3年7月7日ないし9日頃、明和ビルの北側外壁を解体したが、破碎中、そのコンクリートガラを誤って本件建物に落下させ、本件建物の4階・5階の南側に大きな穴を空ける被害を与えたものである（甲5・㉓～㉕）。と記載があります。

この事故は、令和3年7月5日、午前9時頃に、建物の外壁を残して、SK350DLC-8の油圧ショベルの機械で、躯体内部を、解体していました。ところが、本件解体する建物の外壁が想像以上に脆く、そして、柱は非常に鉄筋が多く頑丈で、内部の硬いコンクリートの解体の振動で、外壁のコンクリートが剥がれ落ちてしまいました。本件解体建物と本件原告建物の間隔は、50センチメートルしかありませんでしたが、6センチメートルの単管の骨組みを建て、頑丈な防音シートを張り、養生壁を設置していました。養生壁を設置することで、養生壁と、それぞれの壁の間隔が、22センチメートル（約A4の紙の短辺の長さ）しかない状態でした。剥がれ落ちたコンクリートガラの塊は、落下の勢いで、シート部分を鋭角に押し上げて、本件原告建物に大きな穴を空けてしまいました。また、設置した養生壁全体も押し込むことになってしまい、養生壁の柱の建地や横地の単管で、本件原告建物

の外壁全体を押し潰すことになってしまいました。この事故の発見は、後日、原告より連絡があるまで気づきませんでした。連絡後、大きなコンクリートガラの塊を、作業員数人で、撤去しようとしたが、ピクリとも動きませんでした。結局、令和3年7月10日の午前11時頃に、解体工事が進み、4階までの高さまで、養生壁を撤去するまで壁の破損の状態を確認することが出来ませんでした。破損を確認後、空いた穴は、高強度プラスチックで、応急で穴を塞ぐことの対応しかできませんでした。まともな補修は、本件解体の全体を完了してからでないと、地上部のコンクリートガラなどが邪魔で、危険で、緊急の補修もできない状態でした。また、機械設備の大型特殊車両である、SK350DLC-8の油圧ショベルのリース料は、1日30万円で、30日で、900万円になります。また、先っちょのコンクリート破砕機は、1日5万円で、30日で、150万円になります。機械設備の大型特殊車両である、SK350DLC-8の油圧ショベルと先っちょのコンクリート破砕機だけで、1台/1車、合計1日35万円になり、他に、作業員の人工代や他のリース品代の費用なども、1日毎に上乗せで支払いが増えていきます。また、近隣からも、こうなったら、ゆっくりではなく、早く工事を終わらせてほしい要望もかなり強く、また、工事の支払いの立替金が多く、工事請負契約書1の2の(2)の4階まで解体完了2日後金10,000,000円、を早く貰うために、なるべく工事を止めずに、急いで工事をしていました。また、事故に限らず現場の進捗や工事状況、近隣からのクレームなどは、訴外OAK 彌榮に連絡報告して、指示を受けて対応していました。(丙 38-①号証「機械設備の御見積書」、-②「機械設備の御見積書(丙 38と同じ)」)

- ② 別訴、原告第1準備書面 第1、本件事故の発生原因と使用者責任の4、なお、被告豊は、翌日7月10日には、明和ビル東側の外壁解体工事を進めたが、その際、東側のホテルの壁を本件重機で穴を空けるなど、損傷を与えた模様である(同日の重機運転者は、被告吉田ら)。ホテル所有者からは抗議がなされ、同年7月12日頃、ホテル側の申入れで、警察官が現場に臨場するなどしていた。と記載があります。

この事故は、令和3年7月9日、午前11時頃に、本件解体する建物の西側の外壁を、SK350DLC-8の油圧ショベルの機械で、解体していた時に惹き起こした事故です。この事故は、本件解体する建物と西側のホテルとの建物の間隔が、20センチメートル(約A4の紙の短辺の長さ以下)しかなく、その隙間には、排水溝の管もあり、当然に、

その隙間には、細い作業員も入れないぐらい狭く、シートすらも垂らすことができない隙間であったこと、また、夏場の太陽の逆光があり、また、地上付近の運転席から8階までのおよそ20メートルの距離もあって、また、本件解体建物の壁の粉塵が特に舞い、また、その粉塵の飛散を対策するための散水の水しぶきもあり、また、事故があった日は、小雨の天気、運転席のフロントガラスに粉塵がこびりつき、本件解体建物の壁と、隣のホテルの壁の隙間の、20センチメートルの遠近感を正確に読み取り、本件解体する建物の壁だけを解体することが出来ず、隣のホテルの壁も一緒にかみ砕いて破壊させてしまいました。

この事故の発見は、令和3年7月9日、午後1時頃に、本件解体する建物の解体が進んだ時点で隣のホテルの壁を破損したことに気づきました。すぐに、ホテルの管理の方に連絡を取り、臨時の雨養生のシート養生をするなど対応をしました。まともな補修は、本件解体の全体を完了してからでないと、地上部のコンクリートガラなどが邪魔で、危険で、緊急の補修もできない状態でした。また、機械設備の大型特殊車両である、SK350DLC-8の油圧ショベルのリース料は、1日30万円で、30日で、900万円になります。また、先っきのコンクリート破砕機は、1日5万円で、30日で、150万円になります。機械設備の大型特殊車両である、SK350DLC-8の油圧ショベルと先っきのコンクリート破砕機だけで、1台/1車、合計1日35万円になり、他に、作業員の人工代や他のリース品代の費用なども、1日毎に上乗せで支払いが増えていきます。また、近隣からも、こうなったら、ゆっくりではなく、早く工事を終わらせてほしい要望もかなり強く、また、工事の支払いの立替金が多く、工事請負契約書1の2の(2)の4階まで解体完了2日後金10,000,000円、を早く貰うために、なるべく工事を止めずに、急いで工事をしていました。また、事故に限らず現場の進捗や工事状況、近隣からのクレームなどは、訴外OAK 彌榮に連絡報告して、指示を受けて対応していました。

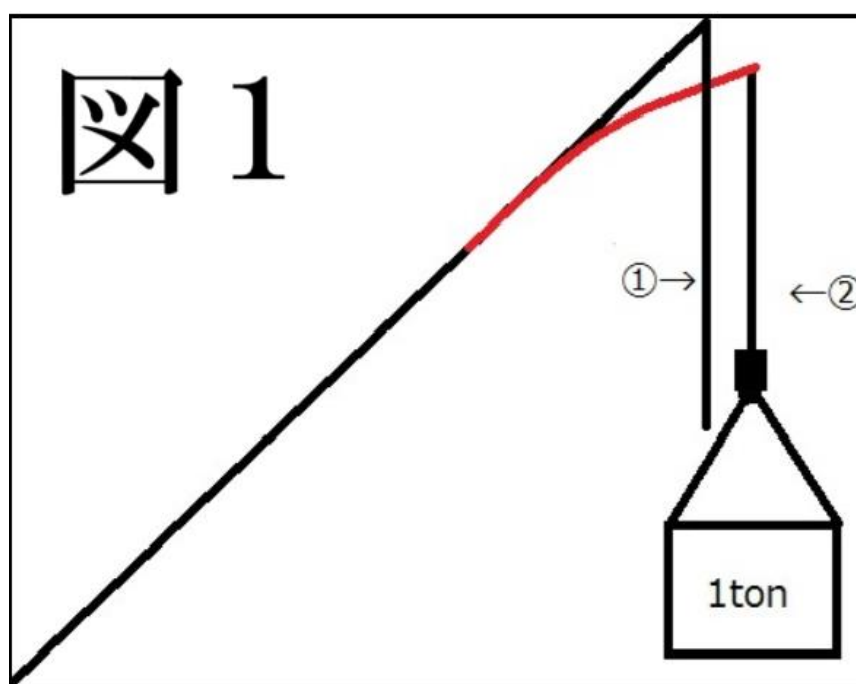
- ③ 別訴、原告第1準備書面 第1、本件事故の発生原因と使用者責任の3、で、原告細田は、同日14時頃、本件建物4階の入居者2名から電話があり、本件建物の6階南側の梁及び階段躯体が、本件重機の操作ミスにより損傷をうけたことを知った。

原告細田は、すぐさま、被告吉田の携帯電話に電話し、「大変なことになっている」旨を伝えたところ、被告吉田は、慌てて飛んできた。

被告吉田は「すみません」「すみません」と平謝りの状態であった。甲5の①ないし②は、本件事故直後に原告細田が撮影した現場写真である。と記載があります。

この事故は、令和3年7月9日、午後3時頃に、本件解体する建物の、北側の壁の西側部分の外壁と柱を、SK350DLC-8の油圧ショベルの機械で、解体しようとした時の事故です。この事故は、本件解体建物の、西側の外壁を、3階部分まで解体したことで、北側の壁の西側の壁と柱は、西側の壁の支えがなくなり、大きく崩れ倒れることが予測できたので、北側の壁が、倒れた場合は、北側の壁の外側の養生壁が、壁の支えがなく、自立して建てる高さを超えてしまい、養生壁も、崩れ倒れることが予測できたので、本件解体する建物の、北側の解体する壁の頂部高さまで、養生壁をばらして、下げてから、北側の壁の西側の部分の解体を始めました。ところが、4時間前に、西側のホテルの外壁を損傷させてしまっていたので、その動揺が残っている状態で、油圧ショベルの運転操作が滑らかに出来ず、クッと「インチング」を与えてしまい、油圧ショベルの22メートルもある腕のアームの先っちょのハサミのようなコンクリート破砕機（軽自動車3台分の、約2.4トン）に、反動（テンション）を与えてしまいました。そうして、下記の図1のように、腕アームが流れて、作業半径が遠くに伸びて増えてしまい、本来の北側の本件解体する壁を、跳び越えて、北側の奥の原告の建物の梁をつかんでしまいました。また、本件解体する北側の壁と柱を、つかんでいると思っているのに、本件解体する北側の壁が崩れないことで、コンクリート破砕機で、何度も挟み砕こうとしてしまいました。そして、引っ張り、こねてしまいました。一瞬の出来事でした。この事故の発見は、解体する予定の部分を、解体機械設備のオペレーターの運転手に、解体する予定の場所を、指差して、合図をしてくれていた訴外作業員の鳶さんが、大きく、中止の合図をしたことで、事故をしたことがわかりました。すぐに、原告に、報告して、連絡をとり、近くにいた訴外皆で清掃など臨時対応しましたが、原告の損害を与えた建物の、梁、柱が曲がり、建物全体に歪みが発生してしまい、南側全体の外壁に隙間が出来てしまいました。まともな補修は、本件解体の全体を完了してからでないと、地上部のコンクリートガラなどが邪魔で、危険で、緊急の補修もできない状態でした。また、機械設備の大型特殊車両である、SK350DLC-8の油圧ショベルのリース料は、1日30万円で、30日で、900万円になります。また、先っちょのコンクリート破砕機は、1日5万円で、30日で、150万円になり

ます。機械設備の大型特殊車両である、SK350DLC-8の油圧ショベルと先っちょのコンクリート破碎機だけで、1台/1車、合計1日35万円になり、他に、作業員の人工代や他のリース品代の費用なども、1日毎に上乗せで支払いが増えていきます。また、近隣からも、こうなったら、ゆっくりではなく、早く工事を終わらせてほしい要望もかなり強く、また、工事の支払いの立替金が多く、工事請負契約書1の2の(2)の4階まで解体完了2日後金10,000,000円、を早く貰うために、なるべく工事を止めずに、急いで工事をしていました。また、事故に限らず現場の進捗や工事状況、近隣からのクレームなどは、訴外OAK 彌榮に連絡報告して、指示を受けて対応していました。



①が、荷重のかかっていない状態です。

②が、衝撃荷重の(反動が(テンションが))かかっている状態です。

○赤い線が腕のアームの流れた“たわみ”です。

※1トンの荷重の場合で、10メートルの腕のアームがたわんだ分、作業半径が1m増え、奥に流れます。

※本件の場合、22メートルもある腕のアームで、先っちょのハサミのようなコンクリート破碎機が、軽自動車3台分の、約2.4トンの加重がありました。そこに、クッと、インチング運転をしてしまい、反動(テンション)を与えてしまい、本来の加重以上の、更におおきな衝撃加重を腕のアームの先っちょのコンクリート破碎機に与えてしまい、想像以上に「たわみ」が発生して、奥に流れてしまい、今回のような事故を惹き起こしてしまいました。

- ④ ちなみに、令和3年7月16日、午前7時30分頃の本件事故は、事故当日、午前7時30分頃から晟二氏ともう一人の訴外作業員が、工事の作業開始前に、大型特殊車両を安全な場所に移動させようと運転しましたが、現場の隣にある訴外株式会社島津屋の倉庫に乗り上げてしまい、運転していた大型特殊車両が、縦に横転して、大型特殊車両の油圧ショベルの部分の、22メートルもある腕のアームの先っちょのハサミのようなコンクリート破碎機（軽自動車3台分の、約2.4トン）が、図2のような、オーバーヘッドするように、縦に横転したことの遠心力で、テコの原理も働き、約1,000倍以上の衝撃加重に変換して回り、22メートルもある腕のアームで、道路向いの、4階部分の高さの高圧電線を切断してから、大型特殊車両の油圧ショベルの部分の、22メートルもある腕のアームの先っちょのハサミのようなコンクリート破碎機（軽自動車3台分の、約2.4トン）が、訴外久野産業株式会社が運営管理していたビルの、2階の天井部分に直撃して、建物を破壊してしまいました。



【証拠追記】〈丙 39 号証から丙 44 号証〉

- 丙 39 号証「(株)豊の株主名簿」
- 丙 40 号証「(株)豊の労災保険関係成立票」
(証拠 3 5 1 ページ目の下段の写真)
- 丙 41 号証「一般管理費等の範囲の説明」
(証拠 3 6 0 ページ目の中段の部分)
- 丙 42 号証「(仮称) 大阪府中央区島之内 2 丁目計画新築工事計画書」
- 丙 43 号「令和 3 年 7 月 3 1 日付土地賃貸借契約書」
- 丙 44 号証「令和 3 年 6 月 3 0 日付土地賃貸借契約書」

以上